



平成 19 年 10 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 B B H  
(URL <http://www.bbank.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 田原弘之  
(コード番号：3719)  
問合せ先 執行役員 杉原 均  
電話番号 03-3348-8380

### 第三者割当による新株式発行及び 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 24 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債には転換額の修正条項は付されておりません。従いまして、MS（Moving Strike）型の無担保転換社債型新株予約権付社債ではありませんので併せてお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 新株式発行要領

- |  |  |
|--|--|
| (1) 発行新株式数                               | 普通株式 1,282,000 株                         |
| (2) 発行価額                                 | 1 株につき 金 195 円                           |
| (3) 発行価額の総額                              | 249,990,000 円                            |
| (4) 資本組入額                                | 1 株につき 金 97.5 円                          |
| (5) 資本組入額の総額                             | 124,995,000 円                            |
| (6) 募集又は割当方法                             | 第三者割当の方法によります。                           |
| (7) 申込期間                                 | 平成 19 年 11 月 1 日（木）～平成 19 年 11 月 15 日（木） |
| (8) 払込期日                                 | 平成 19 年 11 月 15 日                        |
| (9) 割当先及び割当株式数                           | B B H 戦略投資事業有限責任組合 1,282,000 株           |
| (10) 新株券交付日                              | 不発行                                      |
| (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |  |

##### 2. 転換社債型新株予約権付社債の発行要項

- |          |  |
|----------|--|
| 1 社債の名称  | 株式会社 B B H 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 発行総額   | 金 250,000,000 円  |
| 3 各社債の金額 | 金 10,000,000 円の 1 種  |

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

4	社債券の形式	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることができない。
5	利率 (%)	本社債には利息は付さない。
6	発行価格	額面 100 円につき金 100 円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7	償還金額	額面 100 円につき金 100 円
8	償還期限	平成 22 年 11 月 15 日
9	申込期間	平成 19 年 11 月 1 日 (木) ~平成 19 年 11 月 15 日 (木)
10	払込期日	平成19年11月15日 本新株予約権を割り当てる日は、平成 19 年 11 月 15 日とする。
11	募集方法	第三者割当ての方法により、全額を B B H 戦略投資事業有限責任組合に割り当てる。
12	物上担保・担保保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13	財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
14	利払日	該当事項なし
15	償還の方法及び期限	1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1) 平成 22 年 11 月 15 日 (償還期限) にその総額を額面 100 円につき金 100 円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定めるところによる。 (2) 当社の選択による繰上償還 ① 当社は、当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編成行為」という。) をすることを当社の株主総会 (株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。) で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。 ② 当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成 20 年 11 月 15 日及び平成 21 年 11 月 15 日 (以下、「償還期日」という。) に、償還期日の 30 日前までに事前通知を行ったうえで、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

(3) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、本項第(2)号②に定める償還期日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の30日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて以下に定める償還金支払場所に預託しなければならない。

(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。

3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社BBH 管理本部

- |    |                       |  |
|----|-----------------------|--|
| 16 | 本社債に付された本新株予約権の数      | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計25個の本新株予約権を発行する。  |
| 17 | 本新株予約権の発行価格           | 本新株予約権は無償にて発行するものとする。  |
| 18 | 新株予約権の目的となる株式の種類      | 当社普通株式   |
| 19 | 新株予約権の目的となる株式の数       | 本新株予約権の行使請求(第20項に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。<br>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。 |
| 20 | 新株予約権の行使期間            | 平成19年11月16日から平成22年11月1日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第3号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。<br>上記のいずれの場合も、平成22年11月1日より後に本新株予約権を行使することはできない。   |
| 21 | 新株予約権の行使の条件           | 各新株予約権の一部行使はできない。  |
| 22 | 自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件 | 該当事項なし<br>なお、本新株予約権の取得事由は定めない。   |
| 23 | 新株予約権の行使時の払込金額        | 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。<br>2 転換価額は、当初195円とする。   |

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

- 24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 金 250,000,000 円
- 25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、当初 195 円とする。
  - 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 26 転換価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- 「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。
- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第（2）号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の本項第（3）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株1株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における本項第（3）号②に定める時価を下回る価額になる場合

（i）当該取得請求権付株式等に関し、本項第（2）号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第（2）号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

（ii）当該取得請求権付株式等に関し、本項第（2）号③または上記（i）による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの、本項第（3）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥ 本項第（2）号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第（2）号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ① 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

- (5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 27 代用払込に関する事項 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
- 28 本新株予約権の行使後第1回目の配当 行使請求により交付された当社の普通株式の配当については、行使請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日になされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
- 29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、発行決議日の前日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(216円)に0.9を乗じて算出される金額(194.4円)を基準とした。
- 30 行使請求受付場所 株式会社B B H 管理本部
- 31 行使請求取次場所 該当事項なし
- 32 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 33 新株予約権の譲渡に関する事項 本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
- 35 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上



## 1. 募集の目的及び理由、並びに調達方法について

### (1) 募集の目的及び理由

当社は、平成19年7月2日をもって、純粋持株会社への移行が完了し、また、昨年から本年7月2日にかけて、子会社の整理・統合を行い、「原点回帰」をキーワードに、コンサルティング事業への経営資源の集中を進めております。この政策により経営判断の迅速化、管理コストの削減、経営資源の効率的な運用などが可能となり、今後の更なる企業価値向上を目指し、経営基盤の整備・強化を進めております。具体的には、将来の収益拡大を視野に入れた優秀なコンサルタントの採用・育成に係る計画の実行、また、コンサルティング事業における新たなサービスラインアップの拡充を目的とした事業開発分野への人材の投入、社内管理体制のシステム化等に着手しており、効果は徐々に現れてきております。

上記コンサルティング事業における施策の実行を目的として平成19年7月に当社運転資金の一部を当社子会社へ貸付いたしております。当社グループ会社へ資金を貸付けることにより、利息等によりグループ外部へのキャッシュアウトを抑制し、当社グループの資金を有効活用するために実行しております。計画の迅速な遂行のために資金調達に先行して当該貸付を実施し、当社単体の運転資金が減少しており、直接的には減少した運転資金の充足を目的としておりますが、間接的にはコンサルティング事業の整備・強化を実現するための施策となっております。

また、当社は、本件第三者割当による新株式発行及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達により、自己資本の充実、当社の経営方針を支援する株主の確保、将来の負債の返済・償還に備えた財務体質の健全化を計り、更なる経営基盤の整備・強化を進めてまいり所存であります。

現在当社には第2回無担保転換社債型新株予約権付社債において調達いたしました資金を主として過去のエクイティファイナンスに関します調達資金が一部留保されている状態となっておりますが、当該資金につきましては当初の資金使途に沿ってコーポレートアドバイザーサービスに関連する出資資金（事業再生、ファイナンシャルアドバイザーサービスに関連してクライアントへの出資もしくはクライアントへ出資をするファンドへの参画をする形での出資であり、案件の性質により短期から中長期まで幅広く検討いたしております。）として即時的に対応可能な資金として位置づけております。現時点における出資の実績としては短期のファイナンス案件参画があり、現時点では回収をすでにしており、再び手元資金となっておりますが引続き、他にも中長期のものを含め検討案件を有している状況にあります。今後も当該資金につきましては上記のような出資の為に留保を前提としているため、上記の当社グループの施策に必要とされる資金につきまして新たに調達をする方針とさせていただきます。

### (2) 調達方法について

新株式の発行と新株予約権付社債の発行の2種の手法をとっております。

資金調達の全てを第三者割当による新株式の発行に依った場合、発行時点において既存の株主様に対する希薄化の影響が大きく発現いたします。他方、全てを新株予約権付社債の形式で調達した場合、負債の圧縮、自己資本の充実を速やかに達成し得ない形での資金調達となります。こうした希薄化等一時的に発生する影響や当社の資金調達の目的、更には当社の負債・資本のバランス、株式として安定的な保有部分を設定すること等を総合的に検討し、新株式の発行と新株予約権付社債の発行の2種の手法をとることを決定いたしております。

また、新株予約権付社債の転換が全て実行された場合、一定の希薄化の影響を与えることも想定されますが、当該転換は当社の企業価値の向上に伴う市場動向にあわせて実行される性質を持つものであるため、転換による希薄化は、資金調達の全額を第三者割当による新株式の発行に依った場合に比し、その影響を可能な限り抑制できるものと考えております。なお、割当先の投資判断により全ての転換が一時に且つ即時的になされた場合においては、資金調達の全額を第三者割当による新株式の発行に依った場合と同等の希薄化が生じる可能性がございます。

本転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、株価の変動にもなって修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定します。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

このようなことから、本転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行は、既存の株主様への一時的な影響を限定しつつ、当社の資金調達目的を達成し、今後、戦略的な経営判断をする上で最適な資金調達手段と考えております。

## 2. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

- ① 第三者割当増資 249,990,000 円 (248,990,000 円)
- ② 無担保転換社債型新株予約権付社債 250,000,000 円 (249,000,000 円)

### (2) 調達する資金の具体的な使途

今回調達いたします約5億円につきましては、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還に200百万円、グループ会社への貸付に起因する運転資金の確保として200百万円を充当いたします。当社は平成19年7月を持ちまして純粋持株会社に移行し、主力業務でありましたコンサルティング事業を新規子会社であるジェクシードコンサルティングに承継させております。今後はグループ会社の管理運営に注力していくことになり、グループ全体での収益力の確保と費用の削減を推進してまいります。しかしながら、当社単体としては純粋持株会社制への移行に伴い、売上の減少が見込まれるため、当面の運転資金を確保するために行うものであります。今回調達いたします資金につきましては、体制強化に必要と見込まれる人件費、上場維持に係る事務経費、さらに当社グループのより一層のコンプライアンス体制確立に向けたJ-SOX対応費用、並びに社内基幹システムの改修とそれに伴うライセンス購入等の一時費用に充当する予定であります。また、49百万をそれぞれM&A資金、金融機関借入金の返済に割当ててを目処とし、手元資金とあわせ、各用途に随時機動的に使用する予定であります。第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還につきましては平成20年7月26日に本社債権者の償還請求による償還期日が到来いたします。当該償還及び償還時の想定資金、また今後の早期償還の可能性を鑑み200百万円相当を確保するものであります。グループ会社への貸付に起因する運転資金の確保としての200百万円ですが、コンサルティング事業の基盤強化を主たる目的として当社単体の運転資金を源泉に当社子会社ジェクシードコンサルティングへの貸付を本件資金調達に先行して実行しており、今回の調達により当社単体の運転資金を再確保するものであります。当該子会社への貸付金は、当該子会社の人材の採用・確保、コンサルタントの育成強化、新たなグサービスの確立のための事業開発費用、社内管理のシステム化費用として、当社グループのコンサルティング事業の基盤整備・強化を目的とすることを前提としており、今後も当該計画に基づいて使用されてまいります。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

- 当社運転資金 平成19年11月以降
- 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還 平成19年11月～平成20年7月
- 借入金の返済 平成19年10月～平成20年1月
- M&A資金 今後の計画策定、実行に伴い充当するまで手元留保

### (4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

前項「1. 募集の目的及び理由、並びに調達方法について」に記載のとおり、当該資金調達は既存株主様への影響を限定した上で、自己資本比率の充実を図り、借入金の返済、社債の償還等に備えることにより財務体質の改善を実現し、当社グループの主たる事業であるコンサルティング事業の基盤整備・強化に資金投下され、今後の業績の向上に寄与するものであると考えております。加えて、今後の資金繰りを考慮し、当該資金の使途については有用であり合理的であると考えます。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

#### (1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

	第41期	第42期	第43期
事業年度の末日	平成16年12月31日	平成17年12月31日	平成18年12月31日
売上高	2,187,149	9,183,601	9,712,995
営業利益	511,728	2,973,903	4,040,964
経常利益	57,621	1,216,066	1,912,538
当期純利益	18,603	13,699	5,063
1株当たり当期純利益(円)	7.96	5.91	1.04
1株当たり配当額(円)	10	10	0
1株当たり純資産	440.00	583.71	264.98

(注) 1. 第43期につきましては、配当を無配としたために1株当たり配当額は記載しておりません。

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年10月24日)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	4,932,000株	100.00%
現時点の転換価格(行使価格)における潜在株式数	2,591,900株	52.55%

#### (3) 最近の株価の状況

##### ① 最近3年間の状況

(単位:円)

	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
始値	1,400	1,215	5,100
高値	1,930	8,340	5,300
			□1,500
安値	1,200	1,190	2,480
			□619
終値	1,216	4,850	□644

(注) 1. 平成18年7月1日において株式分割(1株につき2株)を実施しております。

2. 平成18年12月期における□印は株式分割による権利落後の株価であります。

##### ② 最近6ヶ月の状況

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	362	381	333	245	481	264
高値	425	402	395	431	503	292
安値	355	318	236	200	253	200
終値	380	334	240	431	261	217

##### ③ 発行決議日における株価

(単位:円)

	平成19年10月24日
始値	218
高値	241
安値	217
終値	222

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	平成 19 年 11 月 15 日
調達資金の額	250,000,000 円
現時点における発行済株式数	4,932,000 株
現在における潜在株式数	1,282,000 株
割当先	B B H戦略投資事業有限責任組合

・第三者割当増資

払込期日	平成 19 年 11 月 15 日
調達資金の額	249,990,000 円
現時点における発行済株式数	4,932,000 株
当該増資における発行株式数	1,282,000 株
募集後における発行済株式総数	6,214,000 株
割当先	B B H戦略投資事業有限責任組合

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成 17 年 12 月 26 日
調達資金の額	499,865,000 円(発行価格:3,890 円)
募集時における発行済株式数	2,337,500 株
当初の資金用途	当社は公認会計士を中心とした財務・会計・人事のエキスパートによるコンサルティング事業により 2003 年 9 月に株式公開を果たしました。その特性を活かし、2004 年 12 月期からは、コンサルティングラインアップの拡充・事業再生コンサルティングの提供を主たる目的として子会社の新規設立またはM&Aによる取得を実施し、グループ形成に注力して参りました。今後も会計の知識・ノウハウを背景としてシナジーを発揮できる案件に対して慎重かつ戦略的なM&A等により、グループの拡大・充実を図り、企業価値・株主価値の向上に努める所存であります。本件増資による調達資金は新株発行価額の総額 499 百万円から発行諸費用の概算額 1 百万円を差し引いた残額であり、主としてそれらのグループ形成の資金として機動的に使用する予定であります
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当社子会社であります株式会社 B.B. インベストメント(平成 18 年 12 月 15 日において株式会社 B.B.インキュベーションと合併し、株式会社ビジネスバンクパートナーズに商号変更しております)の設立のための出資金及び貸付金に1億 2000 万円を使用しております。また当社のグループ形成には従来、借入金を源泉に行っており、残額はその返済を中心に使用いたしました。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

・第1回新株予約権(ストック・オプション)

発行日	平成 18 年 4 月 10 日
調達資金の額	0 円
募集時点における発行済株式数	2,466,000 株
募集時点における潜在株式数	当初行使価格(4,988 円)における潜在株式数:250,000 株
現時点における転換状況(行使状況)	行使新株予約権数(行使済株式数):0 株 (残高 0 円、転換価格(行使価格)2,494 円)
当初の資金使途	当社グループの役員及び従業員に対しては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとして、また、顧問契約等に基づき当社に助言をする者(以下、「顧問等」という。)に対しては、当社に対する参加意識を一層高めることより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを狙いとして、当社の役員、従業員及び顧問等に対し、新株予約権を発行するものであります。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当該新株予約権について、482,400 株は失権により消滅し、17,600 株は未行使の状態であります。

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	平成 18 年 7 月 26 日
調達資金の額	600,000,000 円
募集時における発行済株式数	4,932,000 株
募集時点における潜在株式数	当初転換価格(1,215 円)における潜在株式数:493,800 株
現時点における転換状況(行使状況)	転換株式数(行使済株式数):0 株 (残高 1 円、転換価格(行使価格)1 円)
当初の資金使途	本件無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金は、コーポレート・アドバイザー・サービスの新たな顧客への出資資金に充当し、一部は J-SOX 対応コンサルティング等の人員増等に対応するための運転資金に充当する予定です。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	一部を当社の J-SOX 対応コンサルティング等にかかる運転資金に予定通り充当しましたが、平成 19 年 8 月 1 日に全額繰上償還をしております。このため、充当済みの J-SOX 対応コンサルティング等にかかる運転資金は自己資金による拠出に相当しております。また、コーポレート・アドバイザー・サービスの新たな顧客への出資資金の確保につきましては、今後の計画に基づき、別途資金の充当、調達などを総合的に検討してまいります。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

・第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	平成 18 年 11 月 13 日
調達資金の額	500,000,000 円
募集時点における発行済株式数	4,932,000 株
募集時点における潜在株式数	当初転換価格(765 円)における潜在株式数:653,500 株
現時点における転換状況(行使状況)	転換株式数(行使済株式数):0 株 (残高 500,000,000 円、転換価格(行使価格)748.7 円)
当初の資金使途	当社は、かかるコーポレートアドバイザーサービスの確立と一層の拡充を図るため、本件第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達資金を、新たな顧客への出資資金に充当する予定です。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当初の資金調達目的に相当するコーポレートアドバイザーサービスに関連いたします出資資金として一時的に充当いたしておりました。現時点におきましては回収済みとなっております。今後同様の資金需要に即時的に対応する為、その償還期日まで手元資金として当社の通常の運営資金とは別途留保しております。今後本新株予約権付社債については償還を検討しておりますが、その場合、コーポレート・アドバイザー・サービスの新たな顧客への出資資金の確保につきましては、別途資金の充当、調達などを総合的に検討してまいります。

・第2回新株予約権

払込期日	平成 18 年 11 月 13 日
調達資金の額	10,239,000 円
募集時点における発行済株式数	4,932,000 株
募集時点における潜在株式数	当初行使価格(935 円)における潜在株式数:300,000 株
現時点における転換状況(行使状況)	行使新株予約権数(行使済株式数):0 株 (残高 10,239,000 円、転換価格(行使価格)915 円)
当初の資金使途	当社は、かかるコーポレートアドバイザーサービスの確立と一層の拡充を図るため、本件第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達資金を、新たな顧客への出資資金に充当する予定です。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当該新株予約権は未行使の状態であり、その発行価格は手元資金として留保しております。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

・第3回新株予約権

払込期日	平成19年8月3日
調達資金の額	25,456,000円
募集時点における発行済株式数	4,932,000株
募集時点における潜在株式数	当初行使価格(238円)における潜在株式数:1,600,000株
現時点における転換状況(行使状況)	行使新株予約権数(行使済株式数):0株 (残高 25,456,000円、転換価格(行使価格)238円)
当初の資金使途	当該新株予約権の発行は、企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課することを目的としております。新株予約権がいつ行使されるかは未確定であります。行使された資金につきましては、手元資金として留保し、必要に応じて負債項目の圧縮、子会社への貸付金、運営資金及び新規事業の立上等の企業価値の向上のための資金として、機動的に使用する予定であります。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当該新株予約権は未行使の状態であり、その発行価格は手元資金として留保しております。なお、当該新株予約権が行使された場合におきましては、その調達資金を当初の資金使途に沿って充当いたしますが、当該新株予約権は、企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課することを目的とする点において、ストック・オプションに類似した性質を有しており、かつ調達時期も不確定でありますので、現時点において当初資金使途以上に詳細な具体的充当を計画するものではありません。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

4. 募集後の大株主及び持株比率、並びに異動の前後における当該主要株主の所有議決権数（所有株式数）及びその議決権の総数（発行済株式総数）に対する割合

募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成19年6月30日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
大島 一成	34.5%	大島 一成	27.4%
(株)アーティストハウスホールディングス	5.2%	B B H戦略投資事業有限責任組合	20.6%
寺島 順子	2.8%	(株)アーティストハウスホールディングス	4.1%
エヌ・エス・アール(株)	2.4%	寺島 順子	2.2%
日本証券金融(株)	2.1%	エヌ・エス・アール(株)	1.9%
小山田 壮権	1.9%	日本証券金融(株)	1.7%
(株)サンテパール	1.6%	小山田 壮権	1.5%
豊田 一雄	1.5%	(株)サンテパール	1.2%
大和証券(株)	1.3%	豊田 一雄	1.2%
(有)エムシーエヌ	1.1%	大和証券(株)	1.0%

- (注) 1. 上記は平成19年6月30日時点の株主名簿を使用しております。  
 2. 上記のほか、自己株式が80千株あります。  
 3. 平成19年8月27日付け(株)アーティストハウスホールディングス提出の当社株式大量保有の変更報告書によった場合同社の募集後の議決権割合は2.4%となります。  
 4. 上記、募集後の大株主及び持株比率につきまして、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を反映しておりません。

5. 業績への影響の見通し

本増資及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達により、短期的には財務体質の改善として、負債の圧縮及び自己資本の充実が図られることとなります。

現在、当社グループは「原点回帰」をキーワードにコンサルティング事業への経営資源の集中を進めており、①人材の採用・確保に注力し規模の拡大を目指す②コンサルタントの育成強化により提供されるサービスの一層のレベルアップを図る③新たなコンサルティングサービスの確立のための事業開発を実行する④社内管理のシステム化を推進するといった計画の遂行により当社グループの業績向上を目指しております。

以上の施策に調達資金を効果的に投下することは、中長期的に業績の向上に効果を発揮するものであり、現段階において当社連結及び当社単体の当期業績に与える影響は軽微であると考えております。当社連結及び当社単体の当期業績に重要な影響を与えることが明らかとなった場合は、速やかにお知らせ致します。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株予約権1株あたりの行使価格及び新株式発行につきましては、発行決議日の前日までの株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（216円）を参考に195円（9.72%のディスカウント）といたしました。

なお、第三者の専門機関により、当社の本新株予約権付社債の公正な評価単価を算定していただいております。また、行使価格に関しまして市場取引価格を基礎としておりますが、市場取引価格は公正な市場で判断された適正な株式価値を示すと認識しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株式発行及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を考慮後の当社の発行済株式総数は、6,214,000株であり、潜在株式数は3,873,900株であります。しかしながら、当該潜在株式のうち第1回

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。



新株予約権の行使価格が 2,494 円であり、また第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価格は 748.7 円であること、並びに第 2 回新株予約権は行使期間が本年末までとなっており、またその行使価格が 915 円であること、そのような状況からすると行使・転換の可能性は低いと判断しております。さらに、潜在株式のうち、1,600,000 株は、当社グループの役員、従業員に対する新株予約権の割当であり長期・安定的であると同時に、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るためのものであり、これらを除く潜在株式数は 1,282,000 株(発行済株式数に対する割合は 20.6%)となります。

今回の第三者割当による新株式発行及び第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、一部を借入金の返済、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還に充て、一部をグループ会社への貸付に充当することで当社グループの昨今の目標であるコンサルティング事業の基盤整備・強化の資金として使用し、あるいは新たなグループ形成等に使用していく予定であります。負債の圧縮と自己資本の充実を図りつつ、同時に当社の企業価値向上を目的としており、当該新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式及び当該新株式の発行により生ずる希薄化は既存株主様への影響と調達目的の双方を勘案したものととなっております。

また企業価値の向上を実現する事は本新株予約権付社債の株式への転換を促進し、将来においてさらなる自己資本の充実につながるものと考えております。

また、新株予約権付社債の転換が全て実行された場合、一定の希薄化の影響を与えることも想定されますが、当該転換は当社の企業価値の向上に伴う市場動向にあわせて実行される性質を持つものであるため、転換による希薄化は、資金調達の全額を第三者割当による新株式の発行に依った場合に比し、その影響を可能な限り抑制できるものと考えております。

なお、新株予約権付社債の転換価格は、株価の変動にともなって修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の効果は発行時に確定します。よって、本転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行は、既存の株主様への影響を限定するものと考えております。

従前の新株予約権及び新株予約権付社債が行使・転換の可能性が低いものであることを考慮した場合、結果として実行可能性の見込まれる潜在株式数は増加いたしますが、上記理由から発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 7. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

#### ①新株式及び第3回転換社債型新株予約権付社債の割当予定先

割当予定先の氏名又は名称	B B H戦略投資事業有限責任組合	
割当株数	1,282,000株	
払込金額	金249,990,000円	
割当新株予約権付社債（額面）	金250,000,000円	
払込金額	金250,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内3-2-2
	代表者の氏名	HTW合同会社 代表社員兼業務執行社員 I Sインベストメント・アドバイザー株式会社 職務執行者 江頭 真
	資本の額	—
	事業の内容	投資事業
当社との関係	出資関係	該当事項なし
	取引関係等	該当事項なし
	人的関係等	該当事項なし

(注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成19年10月24日現在のものです。

2. B B H戦略投資事業有限責任組合は本件資金調達にあたりまして、新たに組成される有限責任組合となります。当該組合の登記等、事務手続を考慮し、申込期間を15日間設けた日程となっております。

3. 上記の引受予定の投資事業有限責任組合は、反社会勢力の影響を受ける団体でないことを確認しております。

#### ②割当先代表社員について

割当先のHTW合同会社の代表社員兼業務執行社員 I Sインベストメント・アドバイザー株式会社（東京都千代田区 代表取締役 江頭 真氏）は I S証券株式会社（関東財務局長（金商）第1627号 東京都千代田区 代表取締役 多田一昭氏）の100%子会社であり、投資関連のコンサルティング、投資事業組合・投資事業有限責任組合の管理等を事業目的とする法人であります。当社は同社及び親会社 I S証券株式会社につきましては、当社取引関係会社からの紹介であり、本件資金調達における協議・検討を通じて割当先関与法人として適切であると判断しております。

### (2) 割当先を選定した理由

I Sインベストメント・アドバイザー株式会社及び I S証券株式会社につきましては、昨今の当社を取り巻く市場状況、当社の事業運営方針に対する理解度が高く、当社の独立性を維持しながら企業価値の向上を目指すことにご賛同いただいております。

また、I Sインベストメント・アドバイザー株式会社には当社の資本拡充の必要性を考慮し、市場の状況を踏まえた上で、既存株主様への影響を十分に考慮した株式への転換及び保有を念頭に B B H戦略投資事業有限責任組合の管理・運営をしていただくことを了承していただきました。

上記理由により割当先を B B H戦略投資事業有限責任組合に選定いたしました。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

B B H戦略投資事業有限責任組合は投資事業有限責任組合という性質上、純投資目的での投資という基本姿勢を持っており、当社の独立性を維持しながら企業価値向上を目的とすることにご賛同をいただいております。その目的に沿った保有を方針とする旨を伺っております。発行する新株式及び転換社債型新株予約権付社債についても市場と当社財政状態及び経営成績の両方の状況を考慮し、既存株主様への影響を十分に考慮した株式への転換及び保有をしていただける了承を得ております。

(4) 割当新株式の譲渡報告に関する事項

B B H戦略投資事業有限責任組合との間において、割当新株式効力発生日（平成19年11月15日）より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合には、事前に譲渡予定相手先の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面で報告することの内諾を受ける予定であります。

(5) その他

本新株予約権付社債には、譲渡制限が付される予定です。本新株予約権付社債の割当先であるB B H戦略投資事業有限責任組合は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、借株を行わないことになっております。

8. 日程

(1) 第三者割当による新株式発行

平成19年10月24日	新株式発行決議取締役会
平成19年10月24日	有価証券届出書提出（関東財務局）
平成19年11月1日	有価証券届出書効力発生日（予定）
平成19年11月1日 ～平成19年11月15日	申込期間（予定）
平成19年11月15日	申込期日、払込期日（予定）
平成19年11月15日	資本組入日（予定）

(2) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成19年10月24日	無担保転換社債型新株予約権付社債発行決議取締役会
平成19年10月24日	有価証券届出書提出（関東財務局）（予定）
平成19年11月1日	有価証券届出書効力発生日（予定）
平成19年11月1日 ～平成19年11月15日	申込期間（予定）
平成19年11月15日	申込期日、払込期日（予定）

以上

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債および新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。